

令和6年第9回日進市農業委員会議事録

開催日時

令和6年9月27日（金）15時00分

招集の場所

日進市役所 本庁舎 第1会議室

出席委員

会長 1番 市川 豊 会長

委員 2番 岩本 直美 委員 3番 福岡 幹弘 委員
4番 牧 正行 委員 5番 水野 俊弘 委員
6番 曾根 大祐 委員 7番 武田 住男 委員
8番 山本 裕子 委員 9番 萩野 淑子 委員
10番 萩野 章 委員 11番 尾関 洋子 委員

推進委員 浅井 昌行 委員 伊藤 修 委員
堀之内 済 委員 宮島 一人 委員
村瀬 勝美 委員

欠席委員

推進委員 加藤 秀幸 委員

会議事件説明のため出席した者の職氏名

職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長 村瀬 厚
書記 山浦 勝義
書記 津田 卓也
書記 田宮 信輔

付 議 事 項	議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号 議案第 4 号 議案第 5 号 専決第 1 号 専決第 2 号 専決第 3 号 その他	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について 日進市農用地利用集積計画について 日進市農用地利用集積計画（一括方式）について 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について 非農地証明願について 公共転用届について 相続土地国庫帰属制度による農地の所有権帰属について
--------------------	---	---

	議長	議案第 1 号の案件について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。 ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第 1 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
	議長	全員賛成ということで、議案第 1 号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
	事務局	議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」説明いたします。 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 2 ページをご覧ください。 1 1 番の駐車場を造成するものについて説明します。 場所は、議案書 3 ページをご覧ください。 申出地は福友病院から北西に 5 0 メートルの位置に所在する 4 筆で、登記地目・現況地目はいずれも田で、合計面積は 2, 3 1 0 m²です。 申出者の法人は、昭和 5 9 年に設立し、病院・診療所等の運営を行っております。 老朽化した建物の建て替えが完了し、これまでより職員数を増やすことになったため、従業員用駐車場の確保が必要となっています。また、現在、運営する病院の駐車場を、敷地内と敷地外に 3 カ所設けていますが、従業員用駐車場が不足しており、病院敷地内の通路や白線のない場所に車両を駐車している現状があり、万が一の事故が起きる前に早急に従業員用の駐車場を必要とすることから、病院から近く必要台数が確保できる申請地において駐車場の計画がされたものになります。 申請地は、令和 6 年 5 月の農業委員会で農振除外の申し出についてご審議いただき、除外手続き中です。 排水について、自然浸透とし、周囲の農地に対する影響のない計画となっており、問題はないと思われます。

		第5条第2項第1号の農地区分について、申請地近辺に代替する土地がなければ転用可能である2種農地と判断されますので支障ありません。 続きまして、12番の分家住宅を建築するものについて説明します。 場所は、議案書4ページをご覧ください。 申出地は岩藤公民館から南に200メートルの位置する農地で、登記地目は畑で、現況地目は雑種地で、面積は200㎡です。 申請者は現在実家である本家で、両親、祖母、娘と同居しておりますが、本家を将来兄が継ぐ予定であること、娘が大きくなり手狭になってきていることから、本家から独立して親子で暮らす一戸建て住宅の建築を計画したものになります。 申請者には自己所有地がなく、両親に相談したところ、父親が所有する土地を使用しても良いという承諾を得ることができたため、やむを得ず申請地を選定したことになります。 排水について、汚水は浄化槽で処理した後、雨水とともに申請地東側の既設側溝に放流するため、周囲の農地に対する問題はないと思われます。 第5条第2項第1号の農地区分について、原則転用可能である、3種農地と判断されますので支障ありません。 第2号から5号についての各要件について、事務局で確認し支障ありません。 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の説明は以上です。 議案第2号について、説明が終わりましたが、ご意見・ご質問等がございますか。
	議長	
	委員	11番の案件について過去に農地法第3条の許可申請がなかったか。
	事務局	令和3年に許可申請がありましたが、今回の許可申請には特段、問題はありません。
	議長	他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」賛成の方は、挙手をお願いします。

	議長 事務局	(全員挙手) 全員賛成ということで、議案第 2 号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします それでは、事務局から説明をお願いします。 議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」説明いたします。 7 番の案件について 5 ページをご覧ください。 場所につきましては、6 ページから 7 ページの地図をご覧ください。 対象地は、野方三ツ池公園から西に約 1 5 0 メートルの位置に所在する 1 筆と中部保育園から南東に約 1 5 0 メートルに位置する 5 筆になります。 この生産緑地は、申請者の夫が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、令和 6 年 7 月に死亡し、相続の手続き中です。 以前は、申請者の夫が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。 続きまして、8 番の案件について 5 ページをご覧ください。 場所につきましては、7 ページから 9 ページの地図をご覧ください。 対象地は、中部保育園から南東に約 1 5 0 メートルに位置する 2 筆、赤池駅から東に約 5 0 0 メートルに位置する 5 筆、日進西高校から北西に約 5 0 0 メートルに位置する 1 筆になります。 この生産緑地は、申請者が所有し、主たる従事者として農地利用していた生産緑地ですが、故障により農作業ができない旨の医師の診断が出ています。 以前は、申請者が生産緑地の主たる従事者であったことを証明することには問題ないと思われます。 議案第 3 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」の説明は以上です。 議長 委員 議案第 3 号について、説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問等はございますか。 番号 7 番について、今後この農地をどうする予定か。
--	----------------------	---

	事務局 議長 議長 事務局	本人に聞き取りなどはしていませんが、農作業従事日数を考えると売却をするのではないかと思います。 他にご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第３号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 全員賛成ということで、議案第３号については、原案のとおり可決とします。 続きまして、議案第４号「日進市農用地利用集積計画について」を議題とします。 なお、番号４番については、委員に関する案件があります。農業委員会等に関する法律第３１条で、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができないと定められているため、該当の委員は、事務局説明が終わった後、自己案件の審議の際に退席を求めますのでお願いいたします。 では事務局から説明をお願いします。 議案第４号日進市農用地利用集積計画について、説明させていただきます。 ６件の利用権設定がありますが、説明については、時間の都合上、新規設定農地の案件のみとさせていただきます。 それでは、説明いたします。 １４ページをご覧ください。 整理番号５番、借受人は名古屋市昭和区の一般法人です。 利用権設定をする農地につきましては、平成３０年から、同法人が借り受けていましたが、相続に伴い一度解約をした為、再度新規に借り受けるものとなります。 農業従事者の状況は、業務執行役員が２名で、農作業従事日数は年間７０日、農作業従事者は３名、雇用労働日数は年間延べ７３５日です。 場所は、１５ページの地図をご覧ください。 借り受ける農地では、野菜を栽培する計画となっており、賃料は、１筆は１５，０００円で、賃借期間は３年です。 その他の３筆は１筆あたり１０，０００円で賃借期間は３年です。
--	---	---

		整理番号 6 番、借受人は名古屋市天白区在住の 37 歳男性です。 借受人は現在、岩崎地区内で約 3,500 m²の農地を賃借しております。 今般、新たに同地区内で新規に利用権設定をして規模の拡大をするものになります。 年間従事日数は 250 日、農業従事者の状況は、本人のみで、農業用機械の所有状況については、耕運機、トラクター、田植え機、草刈り機を所有しています。 下の段に今回利用権設定する土地の明細を示しています。 場所は、17 ページの地図をご覧ください。 新規に借り受ける農地では、野菜を栽培する計画となっており、賃料は 1 筆 5000 円の賃借権の設定です。 議案第 4 号「日進市農用地利用集積計画について」の説明は以上です。 議案第 4 号について、説明が終わりましたが、番号 4 番を除く案件について、ご意見・ご質問等がございますか。なお、推進委員については、総会において区域内における農地等の利用の最適化の推進について意見を述べることができます。 推進委員の皆様には、第 4 号議案のうち番号 4 番を除く案件について意見等がありましたら発言をお願いします。 ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第 4 号の 4 番を除く「日進市農用地利用集積計画について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで、議案第 4 号 4 番を除く案件については、原案のとおり可決とします。 引き続き番号 4 番の審議に入ります。 該当委員の委員は一時退席をお願いします。 (該当委員：一時退室)
	議長	
	議長	番号 4 番について、何かご意見・ご質問等がございますか。 ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第 4 号の内 4 番について賛成の方は挙手をお願いします。
	議長	

	議長	(全員挙手) 全員賛成ということで、議案第４号の内４番については、原案のとおり可決とします。 退室していた委員の入室を許可しますので、入室してください。
	議長	(該当委員 入室) 委員に関する案件は全員賛成で可決されましたことを報告します。 続きまして、議案第５号「日進市農用地利用集積計画一括方式について」を議題とします。 なお、当議案についても、委員に関する案件となります。農業委員会法に基づき、該当の委員である委員には、事務局説明が終わった後、審議の際に退席を求めますのでお願いいたします。
	事務局	それでは、事務局から説明をお願いします。 議案第５号日進市農用地利用集積計画について、説明させていただきます。 中間管理機構を介しての利用権設定が３件あります。それでは、説明いたします。１８ページをご覧ください。 整理番号１番、借受人は藤島町在住の７５歳男性です。 年間従事日数は２００日、農業従事者の状況は、本人のみで、農業用機械の所有状況については、耕運機・コンバイン・乗用草刈り機・軽トラック・播種機草刈り機を所有しています。年齢は７５歳ですが、健康状態は良好で耕作への意欲があり、現在耕作する農地の管理も適正であることから問題無いものと思われます。 下の段に今回利用権設定する土地の明細を示しています。 場所は、１９ページの地図をご覧ください。 新規に借り受ける農地では、果樹と水稻の栽培を予定しており、貸借期間は１０年で使用貸借権の設定です。 続きまして、整理番号２番、借受人は梅森町在住の８６歳男性です。 年間従事日数は１００日。農業従事者の状況は、本人のみで、農業用機械の所有状況については、耕運機、軽トラックを所有しています。 借受人は、令和６年６月まで、梅森町地内の別の農地を貸

		借していましたが、解約をしており、当該地において再度新規に借り受けるものとなります 年齢は８６歳ですが、健康状態は良好で耕作への意欲があり、農地の管理も適正であったことから問題無いものと思われます。 下の段に今回利用権設定する土地の明細を示しています。 場所は、２１ページの地図をご覧ください。 新規に借り受ける農地では、野菜を栽培する計画となっており、貸借期間は５年の使用貸借権の設定です。 続きまして、整理番号３番、借受人は蟹甲町の農業法人です。 農業従事者の状況は、業務執行役員が２名で、農作業従事日数は年間１５０日、農作業従事者は２７名です。 下の段に今回利用権設定する土地の明細を示しています。 場所は、２３ページをご覧ください。 新規に借り受ける農地では、水稻の作付けを予定しており、貸借期間は１０年で使用貸借権の設定です。 議案第５号「日進市農用地利用集積計画一括方式について」の説明は以上です。 議案第５号について、説明が終わりましたが、番号３番を除く案件について、ご意見・ご質問等がございますか。 ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第５号の３番を除く「日進市農用地利用集積計画一括方式について」賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成・ということで、議案第５号３番を除く案件については、原案のとおり可決とします。 引き続き、議案第５号の内番号３番の審議に入ります。 該当委員の委員は一時退席をお願いします。 (該当委員：一時退室) 番号３番について、何かご意見・ご質問等がございますか。 ご意見・ご質問もないようですので、採決を取りたいと思います。 議案第５号の内３番について賛成の方は挙手をお願いします。
	議長	
	議長	
	議長	

	議長	(全員挙手) 全員賛成ということで、議案第 5 号の内 3 番については、原案のとおり可決とします。 退室していた委員の入室を許可しますので、入室してください。
	議長	(該当委員 入室) 委員に関する案件は全員賛成で可決されましたことを報告します。 続きまして、専決について、事務局より報告をお願いします。
	事務局	(事務局より報告。専決について一括で報告) ・農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出 4 件 ・農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出 1 4 件 ・農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 1 件 専決について、何かご意見・ご質問等がございますか。
	委員 事務局	専決第 1 号の 2 7 番について耕作の意思はあるのか。 田については作業委託をし、作業委託をしない農地については保全をすると確認しています。
	議長	他にご意見・ご質問等がないようですので、専決については、終わります。 続きまして、その他について、事務局より報告をお願いします。
	事務局	(事務局より報告。) ・非農地証明願について ・公共転用届について ・相続土地国庫帰属制度による農地の所有権帰属について
	議長	その他について、何かご意見・ご質問等がございますか。 ご意見・ご質問等がないようですので、その他については、終わります。 続いて、事務局より事務連絡などがありましたら、お願いします。
	事務局	(事務連絡) ・来月の農業委員会 1 0 月 2 9 日(火) 午後 3 時 本庁舎 4 階第 1 会議室 ・地域座談会について ・農作業事故について ・式典について ・女性意見交換会について

	議長 (1 5 : 5 0)	・視察研修関係について それでは、これをもちまして、令和6年第9回農業委員会を終了させていただきます。 長時間、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。
--	-------------------------	--

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日 議事録署名者 1 0 番委員

議事録署名者 1 1 番委員